

Client Alert

January 2016

国際仲裁アップデート No. 3

仲裁条項をドラフトするにあたっての基本事項

初めに

仲裁条項は、これが含まれる国際取引契約書の中でも一番最後にドラフトされる傾向があります。そのため、契約交渉の最終段階である深夜又は早朝にドラフトされることも多く、「真夜中の条項」(midnight clauses)と呼ばれています。こうした状況も反映して、仲裁条項が十分検討されることなくドラフトされ、結果として、致命的な欠陥を含み、法律上有効に機能しない条項となってしまう事例が、実務上頻繁に散見されます。こうした欠陥のある仲裁条項は、「欠陥条項」(pathological clause)と呼ばれています。

欠陥条項 (Pathological Clauses)

欠陥条項とは、規定内容が不明瞭である、矛盾している、不完全であるといった様々な理由により、行われる仲裁手続の内容が十分に規定されず、結果として法律上有効に機能しない可能性のある仲裁条項です。例えば、「全ての紛争は、パリ商工会議所の規則に基づいて、2名の仲裁人のもとに解決される。」¹のように、存在しない仲裁機関を指定し、又は存在しない仲裁規則を採用する条項は、当該欠陥条項に該当します。

実務で欠陥条項に直面した時、両当事者が欠陥条項の真の意図について合意することができない限り、裁判所又は仲裁廷が、仲裁手続進行のために、欠陥条項を解釈、判断することになります。そのため、欠陥条項をめぐる、裁判管轄権に関する争い又はその他の争いに多大な時間及び費用を費やす例は数多く存在します。これは、仲裁条項が適切にドラフトされていれば確実に避けることのできる事態です。

仲裁条項のドラフト

仲裁条項をドラフトする際には、一般に、以下の基本事項を押さえることが必要です：

- 仲裁合意
- 仲裁地
- 仲裁規則
- 仲裁言語

¹ より正確に、本条項は5つの欠陥を含んでいます。第一に、紛争が仲裁により解決されることが明示されていません。第二に、パリ商工会議所は仲裁機関ではありません。第三に、仲裁地が明示されていません。第四に、仲裁判断におけるデッドロック状態を防ぐために、仲裁人は1名又は3名である必要があるにもかかわらず、そのようになっていません。第五に、仲裁の言語が明示されていません。

本クライアントアラートに関するお問い合わせ先



武藤 佳昭
パートナー
03 6271 9451
yoshiaki.muto@bakermckenzie.com



ジョエル・グリアー
パートナー
03 6271 9728
joel.greer@bakermckenzie.com



吉田 武史
アソシエイト
03 6271 9723
takeshi.yoshida@bakermckenzie.com



マイケル・ダンモア
アソシエイト
03 6271 9497
michael.dunmore@bakermckenzie.com

ベーカー&マッケンジー 法律事務所
(外国法共同事業)

〒106-0032
東京都港区六本木 1-9-10
アークヒルズ仙石山
森タワー28F
Tel 03 6271 9900
Fax 03 5549 7720
<http://www.bakermckenzie.co.jp>

例えば、これらの基本事項を押さえた、シンプルかつ十分な仲裁条項として、

「本契約の存在、有効性又は終了に関するあらゆる争点を含め、本契約から生じる又は本契約に関連する全ての紛争は、**[〇〇規則]**に従って、**[仲裁地]**における仲裁により最終的に解決されるものとする。仲裁の言語は**[〇〇語]**とする。」

といった規定が考えられます。

仲裁条項のドラフトにおいて、上記基本事項以外の、仲裁廷（仲裁人）の選任手続や主張書面の提出手続など、特別な手続又はその他の追加事項の仲裁条項への記載を当事者が求める場合があります。もっとも、このような追記記載は、原則として不必要であり推奨できません。基本的な仲裁手続は、各仲裁規則の中に予め規定されており、両当事者が仲裁条項でこれらの仲裁規則に準拠することによって、両当事者は各仲裁規則中に規定された基本的な仲裁手続に合意したことになります。従って、基本事項以外の情報を条項に追加することは、二重の規定となり、さらには、追加情報と準拠される仲裁規則との間に相違を生じさせ、重大な矛盾が生じるリスクがあります。

ただし、より複雑な条項が望まれる場合もあり（例えば、複数の仲裁手続の併合に関する規定を設ける必要がある場合など）、そのような複雑な仲裁条項をドラフトする場合には、専門家から法律上のアドバイスを得ることが必要です。

モデル条項

仲裁条項のドラフトは、通常、単純作業とすることができます。単純作業化するために推奨する方法は、仲裁機関のモデル条項を契約書に挿入することです。仲裁機関は一般的にモデル条項を試行しており、以下の仲裁機関を含む、大抵の仲裁機関が自らのウェブサイトでモデル条項を公開しています。

- 国際商業会議所
([International Chamber of Commerce](http://www.iccn.com))
- 香港国際仲裁センター
([Hong Kong International Arbitration Centre](http://www.hkic.org.hk))
- シンガポール国際仲裁センター
([Singapore International Arbitration Centre](http://www.siac.org.sg))
- 日本商事仲裁協会
([Japan Commercial Arbitration Association](http://www.jcaa.or.jp))

仲裁条項をドラフトする際のポイント

- 仲裁条項をドラフトする際は、シンプルにするよう努める。
- 可能なときは仲裁機関のモデル条項を使用する。
- 誤りや矛盾が生じるリスクがあるため、古い契約書から新しい契約書に仲裁条項を「切り貼り」しない。
- 誤りや準拠する仲裁規則との矛盾が生じるリスクがあるため、原則として、仲裁機関のモデル条項に修正を加えない。